

アニマルウェルフェアに関する 新たな飼養管理指針のポイント

令和5年7月

農 林 水 産 省

畜産振興課

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、OIEコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、OIEコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、OIEコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるOIEコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、角が未発達な時期（生後2か月以内）に行う。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。
- 断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、行わない。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 搾乳作業は静かで思いやりのある方法で行う。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼いで飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用する。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する。
- ミルキングパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
 - ・ 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
 - ・ 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 去勢、断尾、歯切り等の処置を行う際、獣医師等の指導の下、苦痛を可能な限り少なくする方法で行うこととし、必要に応じて獣医師による麻酔薬等の投与の下で行う。
- 歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断する。
- 未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 豚の発育段階等に応じた適切な栄養素を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 豚舎

【実施が推奨される事項】

- 豚舎は、疾病、損傷及びストレスのリスクが軽減されるように設計し、建築し、維持管理するとともに、豚舎の破損箇所により豚が損傷しないよう注意する。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔せず快適に横臥できる適切な大きさのものをを用いる。

【将来的に実施が推奨される事項】

- 豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。

第5 豚舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 極度の高温、多湿及び低温は避けるよう、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気等を行い、可能な限り適温を維持する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等は行わない。
- ビークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。
- 誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。
- 平飼い方式の場合、おとなしい系統の選択や飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う。

【将来的な実施が推奨される事項】

砂浴びのエリア、ついばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合、砂浴びなど特定の行動を促すよう、設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等を行わない。
- 不要なストレスを与えないよう突発的な行動はせず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう丁寧に取り扱う。
- 捕鳥は、なるべく薄暗い照明の下で、強い衝撃を与えないよう注意して行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。

【将来的な実施が推奨される事項】

- ひなが地面に直接触れず、砂浴び及びついでを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「馬の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

※ 適用範囲：本指針は、競馬や乗馬クラブ等で供用される馬を対象として想定していない。

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 一般的に使役作業には3歳以上の馬を用い、2歳未満の馬は使役作業に用いない。
 - 1日当たり最長使役時間は6時間とし、7日のうち少なくとも丸1日の休息を与える。
 - 蹄は、正しい知識と基本技術を習得のうえ、日常的に観察し、定期的に削蹄を行う。
 - 分娩する母馬には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。
 - 去勢が必要な場合は、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法と時期について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、麻酔薬等を使用する。
- ### 【将来的に実施が推奨される事項】
- 7日のうち丸2日の休息が与えられることが望ましい。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 飼料は、質及び量ともにその生理学的要求や労働に必要なエネルギーを満たす飼料を過不足なく給与する。
- 急激な飼料変更等による消化不良等に対する影響を理解し、飼料配合や給餌プログラムを栄養の専門家に適切に相談する。

第3 厩舎

【実施が推奨される事項】

- 舎飼い方式で飼われている馬は、屋内のみでの飼養を避ける。
- 厩舎内は、鋭利な角や突起が無いよう、また、馬の前掻き等でできた凹凸は定期的に補修し、適切に維持する。

第4 厩舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、十分な水を給与し、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 馬が飼料や水の摂取等の行動を正常に行え、飼養者等が日常作業を支障なく行えるよう、適切な照明設備等を設置する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 馬のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

第1 家畜の輸送に関する基本事項

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

第2 輸送の準備

【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

第3 輸送する家畜の管理方法

【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

第4 輸送中の環境

【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

第5 輸送のための施設等の構造

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」を補完する。

第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

第4 家畜の取扱い

【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。

- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

第5 防疫管理等への配慮

【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

第6 安楽死の手順

【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。